

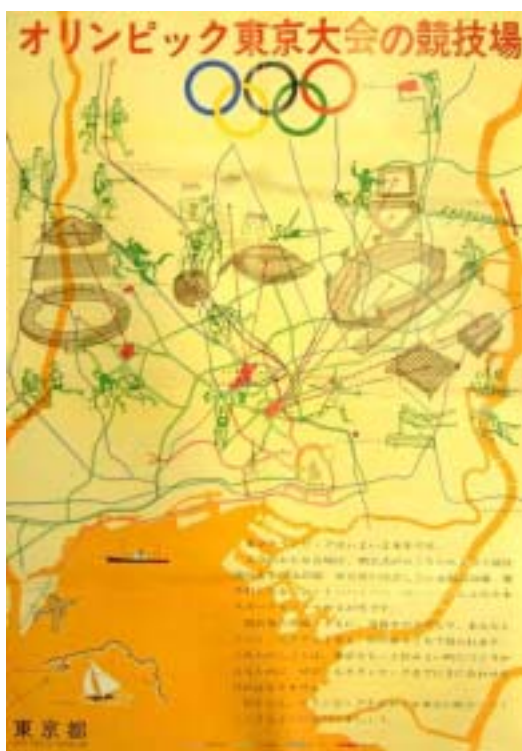
# 東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第8号

目次	
公文書館の書庫から	1頁
みちくさロビー展	3頁
レファレンスの社	5頁
新刊案内「重宝録」第六	7頁
当館のご利用方法	8頁

## —所蔵資料紹介— 公文書館の書庫から



S37.9 起案

絵新聞「オリンピック東京大会の競技場」

### アジアで初めてのオリンピック

先月、イタリアのトリノで冬季オリンピックが開催されましたが、今回は、オリンピックにちなんで、昭和39年（1964）に開催された東京オリンピックに関連する当館の所蔵資料をご紹介します。

当館では、招致から会場等の建設、広報宣伝、競技の開催と運営、終了までにいたる一連の資料があります。公文書では、IOC総会での説明書や会場の整備に関するものなどを約3,700件、刊行物では東京都や大会組織委員会の報告書などを約60冊所蔵しております。また、寄贈資料の

内田文庫や金子文庫にも数点資料があります。

オリンピックの広報宣伝は、国内外で広く行われています。国内用では、宣伝の対象として子供を意識しているものがあります。写真の絵新聞は、競技施設の配置図になっています。同じデザインで一般用もありますが、これは、会場名などは平仮名で記載されており、文章も「道路の新設や拡張工事」を「道路をひろげたり、あたらしくつくったり」というように言い換えて、子供にもわかりやすい表現にしています。

他には、「世界の目は東京へ」というタイトルの絵新聞があり、こちらも一般用と小学生用の2種類あります。内容は、オリンピック開催に伴って世界各国からの来日者を礼儀正しく迎えましょうといったことが書かれています。絵新聞以外にも、「オリンピック東京大会とわたくしたち」という題で都内の小中学生から短文を募集し、入選短文については冊子にして学校に配布をするなど、さまざまな広報活動を行っていました。

### 幻のオリンピック

東京でのオリンピック開催は、実現までに30年という長い道のりがありました。

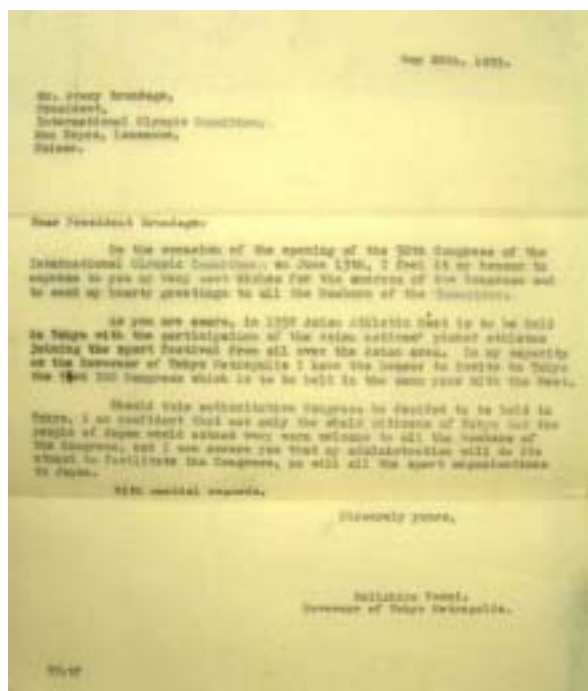
最初の招致活動は、昭和5年（1930）6月、東京市長永田秀次郎と山本忠興博士との会見が始まりました。山本博士はドイツの世界学生陸上競技選手権大会に参加する日本学生軍の総監督でした。『第18回オリンピック競技大会東京都報告書』によると、山本博士が出発の挨拶を東京市長にした際に、「東京市は昭和15年の第12回オリンピック大会を招致したらどうか。昭和15年はちょうど紀元2600年にあたり、わが国の国威を世

## 東京都公文書館だより

界に発揚する絶好の機会」と言われ東京市長も即座に了承したということです。昭和6年（1931）10月28日の東京市会でオリンピック大会招致議案を満場一致で可決、翌年、市会にオリンピック大会招致のための実行委員会を設置し、I O C総会に正式招請状を提出しました。

招致活動は、各国のI O C委員との懇談や在外公館の任地先の体育関係者への説得などにより行われました。他に招致運動をしていた都市の中で、特にローマは首相自らが招致の陣頭指揮にあっていたこともあり、最大のライバルでしたが、首相に直談判して辞退の説得に成功しました。

このような活動が実を結び、昭和11年（1938）の第35次I O C総会で東京が開催地として選ばれましたが、翌年7月に日中戦争が勃発し、東京大会の中止をやむなく決定したのです。



公文書「第54回I O C総会の東京招致に関する招請状」  
（マイクロ請求番号：48-045 0181-）

### 17回そして18回オリンピックへ

第二次世界大戦後の最初のオリンピックには、日本の参加は認められませんでした。昭和27年（1952）5月に再び招致の動きができました。

当時の東京都知事安井誠一郎は、平和回復と国際舞台に復帰した日本の姿を世界の人々に理解してもらうため、また、希望を失いがちである青少

年に明るい曙光を与えるために、オリンピック大会を東京に招致することがもっとも望ましいと考えたのです。そして、同年の5月19日に第17回オリンピック大会を東京都に招致する決議案を可決し、正式招請状がI O Cに提出されました。

ところが、第16回のオリンピックはメルボルンで開催が決定しており、次の大会が日本ということになると「地理的な関係と派遣費用の点で難しいと思われる。むしろ東京は第18回大会に立候補してはどうか」とI O C会長から伝えられました。

そこで第18回の招致に向けて、昭和33年に開催の第54次I O C総会を東京に招致し、同年に東京で開かれる第3回アジア競技大会をI O C委員に見てもらうことで、大会運営能力の宣伝を行うこととなりました。

昭和30年（1955）5月24日、庁議で第54次I O C総会の招へいを決定し、翌年11月22日にI O C総会の東京開催が決定しました。結果的には、同年6月のI O C総会で第17回の開催地がローマに決定しましたが、第18回のオリンピック招致を成功させることができたのは、このアジア大会の成功が大きかったのです。

昭和34年（1959）6月26日、ミュンヘンで開催された第55次I O C総会において、総数58票中、34票を獲得し東京がアジアで初めて開催地に選ばれました。

今、東京は再びオリンピック招致に向けて動き始めています。当時の少年・少女たち、またオリンピックに熱狂した方たちにとって今後の招致活動はどのように映るのでしょうか。

## 参考文献

- 『第18回オリンピック競技大会東京都報告書』  
（東京都） 〈請求番号：780.69-と-都40〉
- 『オリンピック東京大会資料集 1 企画室』  
〈請求番号：780.69-とたそ-10-1〉
- 『オリンピック東京大会資料集 8 報道部』  
〈請求番号：780.69-とたそ-10-8〉  
（財団法人オリンピック東京大会組織委員会）
- 『第十二回オリンピック東京大会東京市報告書』  
（東京市役所）〈請求番号：780.6905-ときけ-市14〉

平成18年3月15日から4月14日まで、標記のテーマで、明治初期公文書を中心とした所蔵資料を展示いたします。概略をご紹介します。

♪♪ ザンギリ頭を叩いてみれば、文明開化の音がする ♪♪。

文明開化といえば、こんな流行り唄を思い出しますが、皆さんは文明開化という言葉で何をイメージされるのでしょうか。大きな外輪を廻しながら走る蒸気船でしょうか。それとも、煙を吐いてばく進する蒸気機関車ですか。煉瓦づくりの街並みとなった銀座でしょうか。鹿鳴館でダンスに興ずる、紳士淑女の姿でしょうか。文明開化といえば、この様な時代の先端を飾ったものが目立ちますが、そればかりが文明開化ではありません。当館に現存する公文書を見てみますと、新しい時代にかかる人々のエネルギーを感じずるものが少なからず残っています。旺盛な起業意欲が溢れています。より生活に密着した商品の発明願や発売願が、提出されているのです。今回は文明開化といわれる時代に、西欧文明の最新技術に遭遇した人々が見せたエネルギーを、新商品の発明願や発売願の文書を通して眺めてみたいと思います。

では、発明願や発売願はどの様にして提出されていたのでしょうか。まず当時の制度を眺めてみましょう。

殖産興業の名の下に、政府は諸製品の発明者に専売権を与える政策をとりました。明治4年に「専売略規則(同年4月太政官布告)」を布告しました。発明の内容により、15年間、10年間、7年間の専売権を認めるというもので、申請は府県を経由して民部省へ提出し官許を得るというものでした。ところが、翌5年にはこの規則は「当分廃止」とされ、その後の申請は府県を経由して工部省へ届け出るものになりました。専売権は与えられず、発売を認めるというものへトーンダウンしたことになります。専売権を与えるには、時期尚早とみたのでしょう。実際に当館に残る公文書を見てみますと、府の段階で許可または不許可を与えているものがほとんどです。

明治9年7月に東京府知事楠本正隆は、時の内務卿であり殖産興業政策をすすめていた大久保利通へ上申書を提出しています。その内容は、明治5年に中断した専売制度を復活して欲しいというものです。復活を上申する理由として、次のようなことがあげられています。

- ①明治4～5年の頃は学術が未発達で、発明品も精米機器程度であった。
- ②その後、外国との交易が盛んになって輸入量が増え、金貨流出が起これり財政上問題となっている。
- ③それを解決するためには、工業を勧め物産を殖して、輸出を増やし輸入を減らすことが必要で、これを以て金貨の流出を防ぎたい。
- ④工業を勧めるためには、ただ人々を競争させるのではなく、専売免許を与えることが必要である。出願されたもののうち精巧な品に限って、専売免許を与えて欲しい。

というものでした。この上申に対して大久保内務卿は、目下検討中なので追って指令する、と答えています。大久保は明治11年に暗殺されますが、制度は変更されませんでした。

この様な経緯を経て、明治17年に商標条例が公布され、商標の登録がはじまります。明治18年には専売特許条例が制定されます。明治21年にはそれが改正され、新たに特許条例が制定され、現在の特許法に至る制度が確立したことになります。今回の展示では、明治初期から特許制度が確立する頃までの間の申請書類をご覧に入れます。



(明治11年に申請された乗合自転車の図)



## 東京都公文書館だより

申請された発明・発売願を見てみましょう。

人力車、自転車、荷車といった乗り物。ガス灯



のような新しい灯り。西洋インキ、化粧品、薬、殺虫剤、といった生活関連用品。白粉や白髪染めも多数申請されています。また、農業や漁業に関連する用品もあります。多種多様な発明・発売願が出されています。またこの中には、ガス灯の芯、西洋インキ、マッチ、洋傘の様に、従来の舶来品を国産化して

(明治 11 年に申請されたポンプの絵) 販売を願い出ているものもあります。

この様な申請は、外来技術を習得し、自らの技術力を高めたからこそ出来るものであり、その後の我が国の発展を考えると、この期の国産化への動きは重要です。

明治 17 年の商標条例により、商標の登録がはじまります。現在では、商標（トレードマーク）は私たちの身近な存在です。ある企業を思い浮かべる時には、同時にその企業のトレードマークも連想してしまいます。屋号や商売上のマークは江戸時代から使用されていますが、新しい制度の下で申請し登録料金を払うことで、独占的な使用が可能となりました。洒落たデザインのものが多いです。ご覧下さい。

(明治 21 年に申請された商標類)

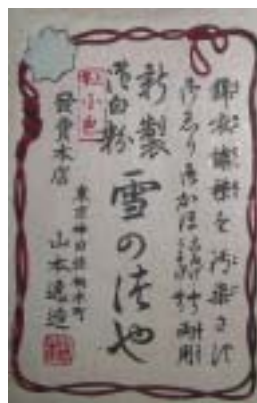


(稲穂に達磨・酒商)



(茶摘み・茶商)

の様な新しい灯り。西洋インキ、化粧品、薬、殺虫剤、といった生活関連用品。白粉や白髪染めも多数申請されています。また、農業や漁業に関連する用品もあります。多種多様な発明・発売願が出されています。またこの中には、ガス灯の芯、西洋インキ、マッチ、洋傘の様に、従来の舶来品を国産化して



(御白粉・薬種商)



(菊花に養生菓子・菓子商)



(二羽の鳥・筆墨商)



(松の枝に鷲・酒造業)

最後に、今回展示に使用した公文書についても触れておきます。

今回使用した公文書は、当時の東京府勸業課（農商課）が作成した公文書です。当時の府県は国の地方機関としての役割を担っていましたから、同課は現在でいえば、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、特許庁といった国の仕事を行っておりました。そのため、幅広い業務内容の記された文書が残っております。この勸業課（農商課）が作成した公文書の中に、「発売」「商標」「専売」に関する文書があります。明治 11 年以降の文書中に現存します。残念ながら各年の分すべては残っておりません。また明治 10 年以前では、僅かではありますが、勸業課や旧常務局（掛）の文書と、府治類纂や記事類纂の様な編纂文書中に、同様の文書が綴じ込まれております。

これらの申請文書は、庶民が習得した技術を裏付ける資料として貴重なものです。と同時に、新しい時代に果敢に起業した先人達の姿を、現在に伝えてくれるものでもあるのです。

レファレンスの杜<sup>もり</sup>

「串団子が4玉なのは江戸時代の四文銭が原因である」と聞きましたが本当でしょうか？

## 団子屋と客との戦い

串団子はなぜ4玉か？ 最近「団子3兄弟」という歌がありましたが、ほんらい団子の玉は4玉なのです。おそらくいまの家族は少子傾向にありますから、3兄弟という設定になったのでしょう。

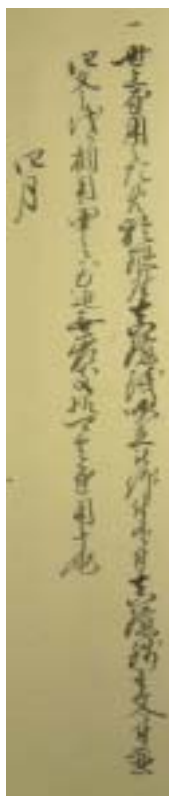
江戸時代後期、おもに使用された銭に、一文銭と四文銭のふたつがありますが、団子の玉が4つになったのはこの四文銭の影響である、というはなしがあります。このはなしマユツバかと思いきや、実は学術雑誌『日本歴史』572号（1996.1）に、鈴木晋一さん（日本風俗史学会会員）による「団子の玉がなぜ4玉になったのか」というエッセイがあり、そこで史料出典が明らかにされています。

鈴木さんによると、庶民の生活にも精通していた平戸藩主松浦静山（1760—1841）の『甲子夜話』<sup>かつしやわ</sup>続編卷四十一の中に、その事情を記した箇所があるのだそうです。

世に串ざしの団子、一串に五団を貫くこと尋常にして、一団一銭に換ふ。然るに此頃は一串四団を貫くことに成りたりと。その故は、明和の頃四当銭行はれしより、群雑の間は四当銭を以て欺ひて一串に換ふ。售（う）る者知らず、後にこれを悔ゆ。因てこれが為に一串四団にして、邪沽の患を免る。是よりして世一般に及ぶと。

『甲子夜話』続編卷四十一より

つまりこういうことです。『世の中の串刺しの団子は一串5玉がふつうで1玉1銭である。しかしこの頃は一串4玉になったという。その理由はというと、……明和の頃、四文銭が流通したことにより、ひとつみの中で、四文銭で騙して一串5文を支払ったようにみせかけた。団子屋はあとでこれに気がつき悔しがった。このため一串4玉にして（つまり一串4文にして）客の悪計を防いだ。……これが世一般に及んだということである。』



（図1）四文銭登場のときの触書（「撰要永久録」東京都公文書館蔵）

明和5年（1768）4月条。一枚につき四文の値で流通させるとある。「一、世上通用のため、於銀座真鍮銭吹立被仰付候ニ付、真鍮銭壹文ニ付並四文之代り相用、国々迄無差支様可令通用者也 四月」。

それにしても「群雑の間は四当銭を以て欺ひて一串に換ふ」といいますが、どうやって四文銭で5文を支払ったように見せかけるのでしょうか？ 先の鈴木さんは文中において不審を抱いていますが、そのトリックを想像してみましよう。

四文銭流通以後の団子代5文の支払い方法は、①一文銭5枚で支払う方法（ $1 + 1 + 1 + 1 + 1 = 5$ ）と、②四文銭1枚・一文銭1枚の都合2枚（ $4 + 1 = 5$ ）で支払う方法とがあります。もちろん後者②で支払う方が楽です。「群雑の間」、つまりひとつみの中なら、なおさら後者②で支払ったでしょう。

つぎに②の理解にたち、一文銭と四文銭の2枚を重ねて支払う場合を想像してみましよう。四文銭は一文銭よりサイズが大きめですから、四文銭の方を上にした場合、一文銭はスッポリと四文銭の陰に隠れてしまう。だから、もし悪い客が「あいよ、五文だ！」と言いながら四文銭1枚を手渡したとすると、受け取った団子屋はてっきりその下に一文銭が隠れていると勘違いしてしまうかもしれない（四文銭に較べて一文銭はとても薄くて小さいのです）。「群雑の間」ですから、銭を差し出した手が、熊さんの手なのか八つつあんの手なのか判然としない。それで団子屋が「くそっ、騙しやがったナ」と悔しがっても、あとの祭り。

そこで団子屋は「それならいっそのこと、玉をひとつ減らして四玉の串団子にして、それを四文の価で売ってしまえ」と考えたのではないのでしょうか。どうでしょう？

## 東京都公文書館だより

### そば屋と客との戦い

こんどは四文銭を使わず一文銭で騙す例です。みなさんは「時そば」という落語をご存じでしょうか。あまりにも有名な落語なので、聞いたことがあるという方も多いのではないかと思います。

そば屋である客が支払いを騙すという落語です。そば屋は「二八そば」だから「にはち・じゅうろく」( $2 \times 8 = 16$ )で一杯16文という直段です。ご存じない方のために「時そば」におけるそば屋と客の間答を以下に引用しましょう。

「いくらだい?」「十六いただきます」「小銭だから、まちげえるといけねえや。手をだしてくんねえ。勘定してわたすから……」「では、これへいただきます」「いいかい、それ……ひとつ、ふたつ、みつつ、よつつ、いつつ、むつつ、ななつ、やつつ、何どきだい?」「へえ、九刻(ここのつ)で」「とお、十一、十二、十三、十四、十五、十六だ。あばよ」

「時そば」興津要編『古典落語』（講談社文庫）より

客は16文を支払うのに1文銭16枚で支払います。客が8文めを数えたところで、「何どきだい?」と時刻を聞き、「九刻(ここのつ)」とそば屋が答えると、「とお、十一、十二……」と数えているので、9文めを支払っておらず、1文をごまかしているのです。

それではそば一杯16文はふつうはどのように支払うのでしょうか。そばに限らず、銭の直段には4文・8文・12文・16文・32文などと、一見半端な数が多いのですが、これは四文銭で勘定するためです。つまり、この落語「時そば」のそば16文の支払いも、四文銭4枚で支払えばよいわけです( $4 \times 4 = 16$ )。

もちろん落語のように一文銭で支払っても全く問題ありませんが、多少は奇妙なのです。「なぜ一文銭で支払ってるんだろう?」と思っていたら、何と支払いをごまかすためにしていた、というのが笑いのつぼです。このように、落語ひとつ聞くのにも、江戸時代の暮らしについての知識が必要なのです。

### 江戸時代の銭あれこれ

江戸時代の銭には、額に応じて、百文銭・十文

銭・四文銭・一文銭の4種類があります。

百文銭は天保期に発行されたことから「天保銭」と呼ばれ、長丸で大きく分厚いのが特徴です。それでも質がわるくて額面の百文では通用しなかったようです。百文に足らぬ「天保銭」は、「馬鹿」（「頭の足らぬ」）をあらわす言葉としても使われました。ちなみに近代では、陸軍大学校卒業のエリート軍人のことを「天保銭組」と呼びました。徽章が「天保銭」に似ていたからです。

十文銭は宝永期に鑄造されただけで、あまり使われることはありませんでした。薄手で大きめの銭です。

四文銭は裏に波模様があるのが特徴で、別名「波銭」と呼ばれています。明和期から登場します。江戸川柳の「そこが江戸一荷の水も波で売り」は、水を「波銭」で売っていたことを表現しています。また「銭形平次」（原作・野村胡堂）が投げている銭は四文銭です。一文銭では軽すぎて悪者退治の役に立ちません、四文銭が「武器」として丁度よい大きさでしょう。

一文銭は一番小さくて安価な銭です。裏には「文」などの文字が入っているほかは模様はありません。いまでいえば10円玉・1円玉感覚でしょうか。サシとよばれる紐で多くの一文銭を通して流通させることもありました。

庶民生活で一番馴染みがあったのは、一文銭と四文銭でしょうが、もちろん旅に出るときなどは、ジャラジャラしないように金や銀に換金します。それで旅費のことを「路銀」（「路金」とも）というのです。



(図2) 銭4種類(個人蔵)

左から百文銭・十文銭・四文銭・一文銭。



## 新刊案内 『重宝録』 第六

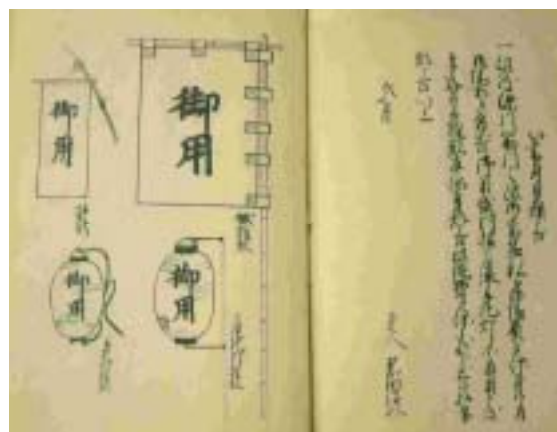
東京都公文書館が所蔵する貴重な古文書『重宝録』の全巻が活字化されました。この復刻版のシリーズでは『重宝録』の全体を六冊に分割し、平成十二年度以降、毎年一冊ずつのペースで刊行してきましたが、このたび、シリーズ最終の第六冊が出版され、全巻が完結しました。

『重宝録』は江戸町方の名主によって編まれた文書です。編集が行われた年代については、江戸時代の後期の天保年間前後から安政年間にかけてであると推定されます。現存の『重宝録』は一部を除いて大部分が写本です。これらの写本がいつ作成されたのかは不明ですが、おそらく、上記の編集時期からはそれほど下らない年代に写されたものと考えられます。

写本を作成したのは、深川相川町名主の相川新兵衛（あるいはその配下の書役など）である可能性が大了。『重宝録』の一部がこの相川新兵衛によって編集されたこともほぼ確実です。それ以外の部分を編集した人物の候補として、初め深川熊井町名主をつとめ後に日本橋堀江町名主となった熊井理左衛門が有力です。

『重宝録』には、江戸町方の行政に関連して江戸時代初期から幕末にかけて作成された、様々な書類が収録されています。先に紹介した名主の熊井理左衛門や相川新兵衛が、自分たちの業務の記録として、そして業務の際に参照する先例集として、『重宝録』を編集したのだと考えられます。

『重宝録』に収録された書類を大別すると、江戸町方全域の都市行政に関わって作成されたグループと、主に深川地域内の行政に関係して作られたグループの二種類になります。江戸の名主組織のトップとして活躍した熊井理左衛門が作成に関わったと推定される書類のなかには、江戸町方全域を対象とする政治・経済の歴史を調べる際に大変有益な史料が含まれています。一方、深川地域内の行政に関する書類は、同地域の具体像を生き生きと伝えてくれる稀少な史料です。



今回刊行した最終巻『重宝録』第六には、深川地域に関する書類「深川筋川々御浚書留」二冊が収録されています。江戸で最重要視された都市インフラは舟運のための水路です。その機能を維持するために必須の土木事業が水路の浚渫＝「川浚」です。この「深川筋川々御浚書留」は、そうした「川浚」の工事現場の実態を伝える史料です。江戸の「川浚」に関して、おそらくこれを超える質と量の史料は存在しないと思われます。都市行政の発達史はもちろん、土木技術史の観点からも注目すべき文書です。

また、本書には『重宝録』全体の解題を載せましたので併せてご利用ください。

『重宝録』第六は、下記で販売しています。

場所：都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）  
住所：〒163-8001  
東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話：03-5388-2276（直通）  
価格：3,380円

## 当館のご利用方法

### ◇ 来館について

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・ 専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・ 大量に資料を利用したい場合
- ・ 撮影したい場合

### ◇ 入館の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、ロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

### ◇ 閲覧方法

窓口担当職員に、お調べになりたいものをお話してください。お調べの内容に沿うような目録やパソコンによる検索で、閲覧したいものを特定し、当館にそなえてあります「閲覧票」にご記入・ご提出ください。職員が書庫からお出します。

また、資料でマイクロフィルム化されているものは、原本保護のためマイクロフィルム閲覧室で閲覧をお願いします。

### ◇ 複写について

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルムからの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。※小銭をご用意ください。

### ◇ 閲覧・複写できる資料

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

- ① 作成又は取得をして30年を経過していない公文書
- ② 「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・ 個人情報等が記録されているもの
- ・ 利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・ 現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・ 一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

## 利用案内・交通案内

### 【利用案内】

- ① 開館日時
  - ・ 月曜日から金曜日まで（9時～17時）
- ② 休館日
  - ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
  - ・ 年末年始（12月28日～1月4日）
  - ・ 臨時の休館日として公示した日
- ③ 閲覧停止日
  - ・ 奇数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）
- ④ 駐車場
  - ・ 身障者専用駐車場をご用意しております。利用される場合には、事前にご連絡ください。

なお、一般の方は利用できません。

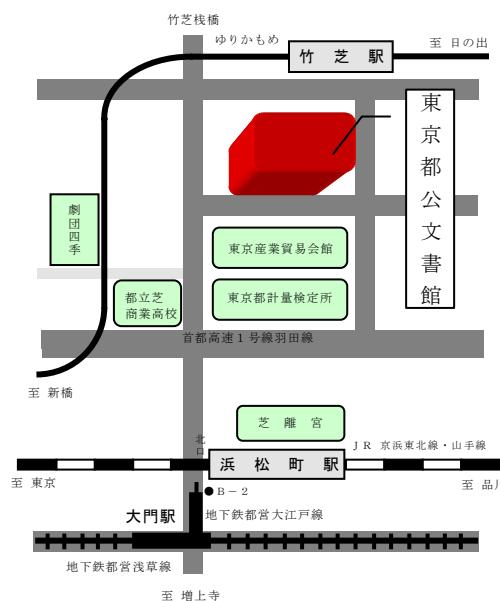
【所在地】 〒105-0022  
東京都港区海岸1-13-17

【TEL】 03-5470-1334

【FAX】 03-3432-0458

【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives>

### 【案内図・交通機関】



- ① JR「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）
- ② 地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅(B-2)下車（徒歩9分）
- ③ 東京臨海新交通（ゆりかもめ）「竹芝」駅下車（徒歩2分）
- ④ 都営バス「竹芝棧橋入口」下車（徒歩0分）  
[浜95 東京タワー⇒品川車庫]
- ⑤ 都営バス「竹芝棧橋」下車（徒歩2分）[虹01 浜松町⇄国際展示場駅]

平成17年度登録第9号

平成18年3月発行

編集・発行 東京都公文書館

印刷 (株)まこと印刷